

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年9月は17万円、15年4月及び同年5月は22万円、19年10月から21年5月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年6月の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成13年9月、15年4月及び同年5月、並びに19年10月から21年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から21年7月1日まで
A社に勤務していた申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低くなっていることが分かった。
申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成13年9月は17万円、15年4月及び同年5月は22万円、19年10月から21年5月までの期間は20万円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立人の平成21年6月に係る標準報酬月額は、当初19万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年9月5日に19万円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録された標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、申立人の平成21年6月に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与より低い報酬月額を届け、保険料も過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人に係る給与台帳（写）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から13年8月までの期間、同年10月から15年3月までの期間、及び同年6月から19年9月までの期間については、給与台帳（写）において確認できる申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。